

平成 28 年度 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震発生時において緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修、建替え及び除却に係る費用を補助することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付国官会第 2317 号）16-（12）住宅・建築物安全ストック形成事業及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 地震に対する建物の安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震補強設計 耐震診断に基づく建築物の補強工事の設計をいう。
- (3) 耐震化指針 耐震化推進条例第 6 条第 1 項に規定する耐震化指針をいう。
- (4) 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第 7 条第 1 項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
- (5) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修、建替え及び除却に関する事業をいう。
- (6) 分譲マンション 二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積 2 分の 1 未満のものを含む）をいう。
- (7) 特定沿道建築物 次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。ただし、国又は地方公共団体の所有するもの及びその他市町村が定めるものを除く。
 - ア 建築物等の敷地が八王子市内にあり、特定緊急輸送道路に接するものであること。
 - イ 建築物の高さが、当該建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、つぎのいずれかに掲げる当該特定緊急輸送道路の幅員に応じ、それぞれに定める距離を加えたものに相当する高さを超えるものであること。
 - (ア) 12メートル以下の場合、6メートル
 - (イ) 12メートルを超える場合、緊急輸送道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離
 - ウ 昭和 56 年 6 月 1 日以後に新築の工事に着手したものでないこと。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる特定沿道建築物の耐震診断及び耐震補強設計は、次の各号にそれぞれ適合するものでなければならない。

- (1) 耐震化指針に適合する事業であること。
- (2) 対象費用のそれぞれについて他の補助金等の交付を受けた事業でないこと。
- (3) 市が社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日国官会第 2317 号）に基づく補助を受ける事業であること。

- (4) 耐震診断にあつては、耐震性向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用を把握するように努めること。
- (5) 耐震診断は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年12月25日建設省令第28号。以下「施行規則」という。)第5条第1項に掲げる者のうち、いずれかの者が行うものであること。また、耐震補強設計は、耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうち、いずれかの者が行うものであること。
- (6) 耐震診断は、診断結果について次に掲げる団体により確認を受けたもの、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日付国土交通省告示第184号)別添の指針に適合する水準にあることについて評定機関により評定を受けたもの又は市長が認めたもの。
- ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会
イ 一般社団法人日本建築構造技術者協会
ウ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構
- (7) 耐震診断は、平成29年3月31日までに事業を完了するものであること。
- (8) 耐震補強設計は、原則として、当該耐震改修計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日付国土交通省告示第184号)別添の指針に適合する水準にあることについて、別に定める評定機関により評定を受けたもの又は市長が認めたもの。
- (9) 耐震補強設計は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。
- (10) 耐震補強設計は、八王子市の条例及び指導要綱等を遵守した内容とすること。
- (11) 耐震補強設計は、原則として、平成29年3月31日までに事業を完了するものであること。
- 2 補助の対象となる特定沿道建築物の耐震改修、建替え及び除却は、次の各号にそれぞれ適合するものでなければならない。
- (1) 前項第1号から第3号の規定に適合する事業であること。
- (2) 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
- (3) 耐震診断の結果、 I_s (構造耐震指標)の値が0.6未満相当もしくは I_w (構造耐震指標)の値が1.0未満相当であること又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (4) 平成29年3月31日までに事業に着手するものであること。
- (5) 耐震改修後に I_s の値が0.6相当以上もしくは I_w の値が1.0相当以上となるよう計画された事業であること。
- (6) 耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
- (7) 耐震改修は、前項第8号に規定する耐震補強設計に基づき行うものであること。
- (8) 耐震改修は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。
- (9) 耐震改修、建替え及び除却は、八王子市の条例及び指導要綱等を遵守しなければならない。

(市の補助)

第4条 市長は、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者が特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を行う場合には、予算の範囲内において次に掲げる費用の全部又は一部を補助することができる。

- (1) 耐震診断に要する費用
- (2) 耐震補強設計に要する費用
- (3) 耐震改修に要する費用
- (4) 建て替えに要する費用(前号の助成を受けて耐震改修を行った建築物等及び次号の助成を受けて除却を行った建築物等を除く。)
- (5) 除却に要する費用(第3号の助成を受けて耐震改修を行った建築物等を除く。)

(補助対象者)

第5条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業について申請することができる者は、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者であり、八王子市暴力団排除条例第2条に規定するものでないこと。また、補助対象建築物について所有権を有する個人(世帯員全員及び共有の場合、共有者全員)又は法人及びその代表者(世帯員全員及び共有の場合共有者全員)の市税の納付状況が既に納期の経過した市税を完納しているか、市税が非課税であること(耐震診断を除く)。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者とする。

- (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合及びその代表者(世帯員全員及び共有の場合共有者全員)又は区分所有者の代表者(世帯員全員及び共有の場合共有者全員)の市税の納付状況が既に納期の経過した市税を完納しているか、市税が非課税であること(耐震診断を除く)。
- (2) 共同で所有する建築物等 共有者全員によって合意された代表者(世帯員全員及び共有の場合共有者全員)の市税の納付状況が既に納期の経過した市税を完納しているか、市税が非課税であること(耐震診断を除く)。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第4条各号に掲げる費用で、別表1に定める額を限度とする。ただし、補助対象事業費のうち、既に本事業における補助金の交付を受けた部分に係る費用は除く。

- 2 耐震診断の結果I s値が0.3未満の建築物の耐震改修工事を実施する場合は、別表2に定める範囲で別表1に定める額に加算することができる。
- 3 前項で算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

第3章補助金交付申請等

(全体設計の承認)

第7条 耐震診断、耐震補強設計、耐震改修、建て替え及び除却(以下「耐震診断等」という。)の補助を受けようとする者は、当該耐震診断等が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認申請書(第1号様式)に別記の書類を添えて、市長に提出し耐震診断等に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、市長の承認を得なければならない。なお、当該事業費の総額を変更する場合も同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、承認することを決定したときは八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認書(第2号様

式)により、申請者に通知しなければならない。

(事前協議)

第8条 耐震診断等の補助を受けようとする者は、あらかじめ八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金事前協議書(第3号様式)に、別記の書類を添えて市長に提出し、本要綱の要件を満たすか否かを確認しなければならない。ただし、前年度以前の要綱に基づき提出され、当該要綱に規定された補助金交付申請に至っていない事前協議については、本要綱においても有効とする。

(補助金交付申請)

第9条 耐震診断等の補助を受けようとする者は、耐震診断等の契約を締結する前に、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請書(第4号様式)に別記の書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の補助を受けようとする者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助の対象となることを確認したときは、補助を決定し、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助の対象とならないことを確認したときは、不交付を決定し、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金不交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(耐震診断等の実施)

第12条 補助決定者は、第10条第1項の交付決定通知後速やかに、耐震診断等の請負契約を行い、耐震診断等に着手するとともに、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金着手届(第7号様式)に別記の書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助対象事業内容の変更)

第13条 補助決定者は、補助金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる補助対象事業の内容を変更しようとするときは、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金事業内容変更届出(第8号様式)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 補助の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
- (2) 事業工程の変更
- (3) その他の申請内容の変更

2 補助決定者は、補助金の額に変更が生じる補助対象事業の内容を変更しようとするときは、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付変更申請書(第9号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の補助金交付変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の変更を決定し、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事

業補助金変更承認書（第 10 号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（耐震診断等の取り止め）

第 14 条 補助決定者は、事情により当該耐震診断等を取り止めるときは、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金申請取消届出（第 11 号様式）に別記の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金取り止めに承認したときは、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金申請取消承認通知書（第 12 号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（完了届）

第 15 条 補助決定者は耐震診断等を完了したときは、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金完了届（第 13 号様式）に別記の書類を添えて市長に提出するものとする。

2 補助決定者は、耐震診断等の完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 28 年度消費税仕入税額控除報告書（第 14 号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助決定者は、これを納付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 16 条 市長は、前条の八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金完了届を確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付額確定通知書（第 15 号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 17 条 前条により通知を受けた者（以下「補助確定者」という。）は、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付請求書（第 16 号様式）により、市長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第 18 条 市長は前条の規定により、補助確定者から請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 19 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）不正の手段により補助の決定を受けたとき。

（2）その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金交付の決定を取り消したときは、八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書（第 17 号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 20 条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該交付済みの補助金の返還を命ずるものとする。

(報告及び検査等)

第 21 条 市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。

(交付要綱の効力)

第 22 条 要綱第 10 条の規定により、補助が決定されたものについては、年度が終了した後についても、この要綱の規定が適用されるものとする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

| 費用の区分 | 補助対象費用の限度額 | 補助率と補助限度額 |
|--------------|---|--|
| 耐震診断に要する費用 | <p>以下のA又はBのいずれか高い額以内とCを比較していずれか低い額以内</p> <p>A イからハの合計</p> <p>イ 面積 1,000 m²以内の部分は 2,060 円/m²以内</p> <p>ロ 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,540 円/m²以内</p> <p>ハ 面積 2,000 m²を超える部分は 1,030 円/m²以内</p> <p>ただし、建築物等の面積が 3,000 m²未満で耐震診断に要する費用が上記に定める補助対象費用の限度額を超える場合は、階数に 15 万円を乗じた額の範囲内で補助対象費用の限度額に加算することができる。</p> <p>B</p> <p>イ 延べ面積 1,000 m²未満の場合は、3,600 円/m²以内</p> <p>ロ 延べ面積 1,000 m²以上の場合は 2,570,000 円に、1,030 円/m²を加算した額以内</p> <p>C 実際に耐震診断に要する額</p> | <p>・補助対象費用の 5/6 で予算の範囲内。ただし、延べ面積が 3,000 m²未満の場合は、10/10 で予算の範囲内。</p> |
| 耐震補強設計に要する費用 | <p>以下のA、Bのいずれか低い額以内</p> <p>A 実際に耐震補強設計に要する額</p> <p>B イからハの合計</p> <p>イ 面積 1,000 m²以内の部分は 5,000 円/m²以内</p> <p>ロ 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 3,500 円/m²以内</p> <p>ハ 面積 2,000 m²を超える部分は 2,000 円/m²以内</p> | <p>・補助対象費用の 5/6 で、予算の範囲内。</p> |

| | | |
|---------------|---|---|
| 耐震改修に要する費用 | <p>以下のA、Bのいずれか低い額以内</p> <p>A 実際に耐震改修に要する額</p> <p>B 50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり503,000,000円以内 (マンションにあつては、49,300円/㎡以内かつ1棟当たり493,000,000円)</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記50,300円/㎡(マンションにあつては、49,300円/㎡)を82,300円/㎡と読み替える。</p> <p>なお、住宅(マンションを除く)にあつては上記50,300円を33,500円と読み替える。</p> | <p>・補助対象費用の5/6。ただし、分譲マンションを除く5,000㎡を超える部分については、補助対象費用の1/2で予算の範囲内。</p> |
| 建替え及び除却に要する費用 | <p>A 建替えを行う場合にあつては耐震改修に要する費用以内とする。</p> <p>B 除却を行う場合にあつては耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。</p> <p>ただし、耐震改修に要する費用の補助を受けて耐震改修を行った建築物を除く。</p> <p>なお、住宅(マンションを除く)にあつては上記50,300円を33,500円と読み替える。</p> | <p>・補助対象費用の5/6。ただし、マンションを除く5,000㎡を超える部分については、補助対象費用の1/2で予算の範囲内。</p> |

※ 補助金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

別表 2

| 費用の区分 | 加算の基礎となる額 | 補助率と補助限度額 |
|------------|---|---|
| 耐震改修に要する費用 | 耐震改修に要する費用（実際の工事費）の面積当たりの単価と 75,450 円（住宅・マンションにあっては、面積当たりの単価 73,950 円）を比較して低い額から 50,300 円（住宅・マンションにあっては 49,300 円）を引いた額を面積当たりの単価とし、当該面積当たりの単価に面積を乗じた額。 | ・加算の基礎となる額の 9/10。（ただし、分譲マンションを除く 5,000 m ² を超える部分については、加算の基礎となる額の 11/20 の額。）ただし、1 棟当たり別表 1 の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて 503,000,000 円以内（住宅・マンションにあっては 493,000,000 円以内）とする。 |

※ 補助金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

※ 免震工法等を含む特殊な工法により面積単価当たりの単価に 82,300 円/m²を採用した場合、又は耐震改修に要する費用（実際の工事費）の面積当たりの単価が 50,300 円/m²に満たない場合は、この表による加算をすることができない

別記 添付書類と様式

| 名称 | 様式 | 添付図書 |
|--------------------------------------|------------|---|
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認申請書 | 第1号 第7条 | <ul style="list-style-type: none"> ・案内図 ・配置図 ・平面図 ・工程表 ・見積書 ・その他市長が必要と認めた書類 |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認書 | 第2号 第7条 | |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金事前協議書 | 第3号 | <ul style="list-style-type: none"> ・確認通知書又は建築年月日を証する書類（写） ・沿道建築物であることが確認できる書類 |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請書 | 第4号 | <p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（写） ・確認通知書又は建築年月日を証する書類（写） ・代表者承諾書と共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合） ・管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことが分かる書類の写し（分譲マンションの管理組合の場合） ・法人全部事項証明書の写し（法人の場合） ・沿道建築物であることが確認できる書類 ・案内図、配置図、各階平面図 ・耐震診断等の見積書または要する費用が確認できる書類及び補助金計算書 ・診断等の工程表 ・耐震診断結果報告書の写し（耐震診断を除く） ・市税等の滞納がないことの証明書（耐震診断を除く）として市税の確認同意書または、各納税証明書等 ・消費税仕入税額控除確認書 ・その他、市長が必要と認めた書類 <p>(1) 耐震診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断者が施行規則第5条第1項に掲げる者であることを証する書面（写） <p>(2) 耐震補強設計の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計者が条例10条第1項に掲げる者であることを証する書面（写） ・建物の調査書 ・誓約書（重大な違反がある場合） |

| | | |
|-------------------------------------|--------|---|
| | | <p>(3) 耐震改修の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の所有権を証する書面（写） ・ 土地の所有者の承諾書の写し（借地の場合） ・ 工事に関する設計図書 ・ 耐震補強設計結果報告書の写し（概要書） ・ 耐震補強設計の評定（写） ・ 建物の調査書 ・ 誓約書（重大な違反がある場合） <p>(4) 建替えの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の所有権を証する書面（写） ・ 土地の所有者の承諾書の写し（借地の場合） ・ 工事に関する設計図書 ・ 耐震改修に要する費用を示す書類 <p>(5) 除却の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の所有権を証する書面（写） ・ 土地の所有者の承諾書の写し（借地の場合） ・ 耐震改修に要する費用を示す書類 |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書 | 第 5 号 | |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金不交付決定通知書 | 第 6 号 | |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金着手届 | 第 7 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書（写） ・ 工程表 |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金事業内容変更届 | 第 8 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請内容の変更を示す図書 ・ その他、市長が必要と認めた書類 |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付変更申請書 | 第 9 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請内容の変更を示す図書 ・ 変更契約書（写） ・ その他、市長が必要と認めた書類 |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付変更承認書 | 第 10 号 | |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金申請取消届出 | 第 11 号 | |

| | | |
|--|--------|--|
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金申請取消承認通知書 | 第 12 号 | |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金完了届 | 第 13 号 | <p>(1) 耐震診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断結果報告書の写し（診断結果に対する確認書等がある場合は概要） ・ 診断結果に対する確認書（評定書）等の写し ・ 費用明細書 ・ 費用の支払いを証する書類の写し（領収書） ・ 耐震診断費用を直接耐震診断者へ支払う場合は、上記領収証の代わりに請求書及び委任状 ・ その他、市長が認めた書類 <p>(2) 耐震補強設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強設計結果報告書の写し（評定書がある場合は概要） ・ 耐震補強設計の評定書（写） ・ 費用明細書 ・ 費用の支払いを証する書類の写し（領収書） ・ その他、市長が認めた書類 <p>(3) 耐震改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理報告書 ・ 耐震補強工事写真（工事前、工事中、工事後） ・ 費用明細書 ・ 費用の支払いを証する書類の写し（領収書） ・ その他、市長が認めた書類 <p>(4) 建替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替え工事写真（工事前、工事中、工事後） ・ 建築基準法第 7 条の規定に基づく検査済証の写し ・ 費用明細書 ・ 費用の支払いを証する書類の写し（領収書） ・ その他、市長が認めた書類 <p>(5) 除却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除却工事写真（工事前、工事中、工事後） ・ 建築基準法第 15 条の規定に基づく建築物除却届の写し ・ 費用明細書 ・ 費用の支払いを証する書類の写し（領収書） ・ その他、市長が認めた書類 |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿建築物耐震化促進事業 年度消費税仕入税額控除報告書 | 第 14 号 | |

| | | |
|--------------------------------------|--------|--|
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金額の確定通知書 | 第 15 号 | |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付請求書 | 第 16 号 | |
| 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書 | 第 17 号 | |